

懲戒第 1 号
令和 5 年 8 月 26 日

東洋大学弓道部 御中

全日本学生弓道連盟
執行委員長 井上 由一郎

懲戒処分通知書

貴学弓道部は、下記に記載の通り、本連盟の加盟校としてふさわしくない行為を行いました。

よって、全日本学生弓道連盟規約第 29 条に定めるところにより、貴学弓道部に対して、本連盟主催大会への出場停止 3 ヶ月（令和 5 年 8 月 26 日から同年 11 月 25 日まで）を行い、態度改善を強く求めます。

記

1. 懲戒処分の原因となる事実

令和 5 年 7 月 2 日（日）の貴学弓道部主催の新生歓迎会において、未成年部員 4 名が未成年飲酒を行った。また、歓迎会後（解散後）に未成年飲酒を行った未成年部員のうち 1 名が付近の飲食店のガラス戸を破損した。

2. 議決に至る経緯について

貴学弓道部から、令和 5 年 7 月 30 日付けで添付の釈明文が提出された。その後、同年 8 月 25 日に実施された夏季中央委員会で、東京都学生弓道連盟委員長による概要説明、釈明文の朗読、中央委員による質疑応答がなされ、採決の結果、全会一致で貴学に対する懲戒処分が承認された。

以上